

1 評価項目及び配点

(1) 書面審査について(評価項目3項目、配点 50 点)

参加資格が確認できた参加者に対し、参加申込時に提出された書類により次のとおり行います。
別添「評価基準表A」により採点します。

- ・派遣開始年月(15 点)
- ・高知県内の派遣業務実績(20 点)
- ・高知県外の派遣業務実績(20 点)

(2) プレゼンテーションについて(評価項目 12 項目、配点 100 点(配点は選定委員1人あたり))

企画提案書作成要領に基づいて提出された書類及びプレゼンテーションの内容を総合し、別添「評価基準表B」に基づき、評価を行います。

(3) 価格評価について(価格評価1項目、配点 150 点)

①企画提案者から提出された経費見積書における価格評価を行います。

②経費見積書に記載された総合計の価格が見積限度額(「香美市外国語指導助手派遣公募型プロポーザル募集要領」1(4)参照)を超えていないことを確認します。見積限度額を超えた場合は失格となります。

③価格の採点は、以下に示す方法により行います。

価格点数＝(最低見積提示金額／見積提示金額)×150 点

2 選定について

①契約候補者については、書類審査、プレゼンテーション、価格評価の合計点数を集計し、候補者と次点者を選定します。選定の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積書の合計額が安い者から順に候補者と次点者を選定します。

総評価点数(満点 800 点)

＝書類審査点数(満点 50 点)+プレゼンテーション評価点数(満点 100 点×委員6人)
+価格点数 150 点

②選定に係る選定委員会は非公開とします。

3 最低評価基準について

(1)派遣元事業者として、一定の能力・水準を確保することから、プレゼンテーションにおける評価点数の下限を次のとおり定めることとします。

最低評価基準＝プレゼンテーション評価点数(価格点数を除く)満点×委員数×1/2
(300 点＝100 点×6人×1/2)

(2)最低評価基準に達する企画提案者がいない場合は、選定委員会の意見は契約候補者となるべき者はないものとします。

評価基準表

○評価基準表 A (50 点)

選定基準	番号	評価項目	評価基準
企画提案書に沿った業務を安定して行う実績を有するものであること	1	派遣開始年月	15 点：平成 23 年 3 月以前 10 点：平成 23 年 4 月～28 年 3 月： 5 点：平成 28 年 4 月以降
	2	県内派遣業務実績：国・地方公共団体等の数	10 点：12 以上 8 点：11～9 6 点：8～6 4 点：3～5 2 点：2 1 点：1
		県内派遣業務実績：配置 ALT 数	10 点：40 以上 8 点：30～39 6 点：29～20 4 点：19～10 2 点：9～5 1 点：4～1
	3	県外の派遣業務実績：国・地方公共団体等の数	8 点：12 以上 6 点：11～9 4 点：8～5 2 点：4～2 1 点：1
		県外の派遣業務実績：配置 ALT 数	7 点：40 以上 5 点：25～39 4 点：24～10 3 点：19～5 1 点：4～1

注記 派遣業務実績は、令和 7 年度実績により審査するものとします。

○評価基準表 B (プレゼンテーション 100 点 (※選定委員 1 人あたり)・価格 150 点)

選定基準		番号	評価項目	配点
ALT の採用・研修	ALT の質の確保のため、採用や研修などの体制がしっかりと整っていること	1	ALT の確保	10
		2	採用条件、採用方法、ALT の勤続年数	10
		3	研修体制（回数、期間、内容など）	5
		4	ALT 育成のための独自の評価・指導（アンケートの実施、訪問指導など）	5
ALT の管理・支援体制	適切な労務管理体制及び支援体制が整っていること	5	ALT の労務管理体制	10
		6	危機管理マニュアルに基づく支援体制	10
		7	コーディネーター等の地理的条件、即応性、ALT のサポート体制	10
法令順守	関係法令等を遵守するものであること	8	法令遵守（関係法令、個人情報保護）	10
研究開発・品質管理	学習指導要領の内容を理解し、適切なカリキュラム、指導法等の開発に取り組んでいること	9	学習指導要領への理解	10
		10	学習指導要領に基づく教材開発、学習プログラム、アイデア等の提案	10
その他		11	学校教育全般において、有効となる独自の提案	5
		12	教育委員会や学校からの相談に応じられる体制	5
プレゼンテーションにおける評価点数 ※最低基準点は 300 点（100 点×6 人×1／2）				100
価格	価格等が適正であること	1	見積提示金額	150